

(社) 日本リモートセンシング学会「問題生態系計測研究会」規約

平成 20 年 8 月 日 作成
平成 20 年 8 月 日 施行

(名称)

第 1 条 本研究会は「問題生態系計測研究会」と称し、(社) 日本リモートセンシング学会の組織下にある。

(事務局)

第 2 条 本研究会の事務局は幹事担当者とする。

(目的)

第 3 条 本研究会では、陸域・水域にわたって遍在する各種の問題生態系を対象としたリモートセンシング等空間情報技術による計測・評価研究にかかわる横断的な情報交換、国内外の研究連携、学術的提言を進めることを目的とする。それにより、リモートセンシングをはじめとする空間情報技術の多方面への利用促進と問題解決への貢献をめざす。

(活動)

第 4 条 本研究会は前条の目的達成のために以下の活動を行う。

- 1) 研究会の開催
- 2) 講習会の開催および研究者の相互支援
- 3) 研究情報の収集・執筆・刊行
- 4) その他、本研究会の目的を達成するために必要な活動

(参加資格)

第 5 条 本研究会への参加資格は、社団法人日本リモートセンシング学会の正会員、終身会員および学生会員とする。研究会が特に必要と認めた者についてはこの限りではない。

(会費)

第 6 条 本研究会の活動は学会からの援助を受け行い、研究会としての会費は徴収しない。ただし、他に経費の伴う事業（出版、講習会等）を行う場合は、別途協議して決める。研究会への参加等に係る経費については個人負担とする。

(運営)

第 7 条 本研究会は会員の互選により会長を置く。

第 8 条 研究会は会長が召集する。

(退会)

第 9 条 以下の各号に該当した場合に退会を認める。

- 1) 参加者が書面もしくは口頭で会長に退会を申し出た場合
- 2) 研究会活動に著しく反する行為が認められた場合

(付則)

第 10 条 本研究会は 2008 年年度を初年度とする。

第 11 条 本研究会は、目的を達成したと認められるとき、速やかに解散する。

(以上)